

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条
に基づく開示事項)

2025 年 3 月 1 日

株式会社アトム

株式会社シン・コーポレーション

2025 年 3 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書類
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号
株式会社アトム
代表取締役 田中 公博



東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
株式会社シン・コーポレーション
代表取締役 川口 範



株式会社アトム（以下「甲」といいます。）及び株式会社シン・コーポレーション（以下「乙」といいます。）は、2025 年 1 月 28 日付で吸収分割契約書を締結し、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社、効力発生日を 2025 年 3 月 1 日として、甲が営むカラオケ運営事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。なお、本吸収分割は、分割会社において会社法第 784 条第 2 項に定める簡易分割となります。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2025 年 3 月 1 日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条及び第 787 条の規定並びに第 789 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

ii 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

甲は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

iii 債権者の異議（会社法第 789 条）

甲は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 1 月 31 日付の官報及び電子公告にて、吸収分割をする旨、乙の商号及び住所、甲及び乙の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、公告いたしました。が、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に従って、乙に対して請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

乙は、会社法第 797 条第 4 項の規定に基づき、2025 年 1 月 31 日付の日刊工業新聞にて、乙の株主に対し、吸収分割をする旨並びに甲の商号及び住所に係る通知を行いました。が、所定の期間内に、同条第 1 項に従って、乙に対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

ii 債権者の異議（会社法第 799 条）

乙は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 1 月 31 日付の官報及び日刊工業新聞にて、吸収分割をする旨、甲の商号及び住所、甲及び乙の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、公告いたしました。が、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

乙は、本吸収分割の効力発生日である 2025 年 3 月 1 日をもって、甲から、甲が営む本件事業に関して有する権利義務を承継いたしました。なお、甲から承継した資産及び負債の額は、それぞれ 535 百万円（概算値）及び 199 百万円（概算値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割の効力発生日である 2025 年 3 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上